

広報かるまい お知らせ版 407号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

農業委員と農地利用最適化推進委員を公募しています

本年3月31日の任期満了に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員の各委員について、公募を行っています。

町の農業振興、農地利用の最適化活動について、熱意のある方の応募をお待ちしています。自薦と推薦、どちらでも応募できます。

■募集期間

令和4年2月10日（木）まで

■募集人員

- 1 農業委員 10人
2 農地利用最適化推進委員 10人
(軽米地区4人、小軽米地区3人、晴山地区3人)

■委員任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

■応募方法

応募書又は推薦書に必要事項を記載し書面にて提出ください。
用紙は、役場産業振興課又は農業委員会事務局窓口にて配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

○推薦の場合 ⇒ 委員候補者推薦書（様式第1号）

○自分で応募される方 ⇒ 委員候補者応募書（様式第2号）

【問い合わせ先】

産業振興課・農業委員会事務局（☎46-4739）

2月から接種証明書の受付時間が変わります！

新型コロナワクチン追加（3回目）接種の開始にともない、2月から接種証明書の受付時間が変更になります。

状況により、後日郵送でお送りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※追加（3回目）接種の予約受付ではありません。

■受付時間

平日 9:00～11:00

■受付場所

健康ふれあいセンター（県立軽米病院となり）

■追加（3回目）接種後の接種証明書の発行について

ワクチン接種を受けた当日は、接種証明書の受付はできません。後日、上記の受付時間内に申請をお願いします。

【問い合わせ先】

健康福祉課 健康づくり担当（☎46-4111）

軽米町コロナワクチン予約相談センター

（☎0120-024-058）

町有普通財産を一般競争入札により売却します

入札に参加希望の方は役場総務課にお問い合わせください。（入札心得等詳細を記載した入札案内をお渡しします。）

申込期間内に必要書類を添付した入札参加申込書を提出してください。期限までに申し込みがなければ入札に参加できませんのでご注意ください。

■売却対象物件

軽米町大字円子第3地割字家ノ下58番23

宅地 1,487.90㎡

建物 261.15㎡

■申込期間 令和4年1月27日～令和4年2月3日まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時～午後4時まで）

必要書類を添えて、お申し込みください。

郵送による申込期限 令和4年2月1日（火）必着

持参による申込期限 令和4年2月3日（木）

■申込場所

総務課 総務担当

■入札日時 令和4年2月9日（水）午前10時

■入札会場 軽米町役場3階会議室

【問い合わせ先】 総務課 総務担当（☎46-2111）

市民セミナー開催のお知らせ

■日時 2月21日（月）13:30～15:30

■会場 二戸市シビックセンター 1階 ホール

■内容

「身寄りがない人の支援～新潟県魚沼市における実践～」

講師：魚沼市社会福祉協議会 係長 佐藤 直樹 氏

○演劇で知る権利擁護

「友蔵の特殊詐欺日記～詐欺の手口を知る～」

出演：劇団 友蔵と仲間たち

■参加費 無料

■対象者 一般住民および関係機関、市民後見人 など

※感染症予防のため、マスク着用、検温、消毒等にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 NPO法人カシオペア権利擁護支援センター

（☎0195-43-3042）

テレビショッピング 返品条件をよく確認！

【相談事例】

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。

うまく使えないため返品を申し出たが「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。番組を録画していたので確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが、気付かなかった。使用しないと使い心地は分からない。返品したい。

(70歳代 女性)

【アドバイス】

☆テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。

☆番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。

☆テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

【問い合わせ先】二戸消費生活センター (☎23-5800)

相談時間 平日9:00~16:00

スポーツ安全保険に 加入しませんか

3月から令和4年度のスポーツ安全保険の加入受付が始まります。スポーツやレク活動を行う4人以上のアマチュア団体が加入できます。

■年掛金 下表 (一人あたりの金額)

対象	金額
中学生以下の団体活動全般	800円
高校生以上のスポーツ以外の活動 (文化・ボランティアなど)	800円
65歳以上の方のスポーツ活動	1,200円
高校生以上のスポーツ活動	1,850円

※補償内容は区分によって異なります。詳しくは、(公財)スポーツ安全協会のホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】教育委員会事務局 生涯学習担当

(☎46-4744)

第十一回特別弔慰金の 請求について

戦没者等のご遺族に対する第十一回特別弔慰金の受付を開始しています。

請求期限は、令和5年3月31日までとなっています。請求期限を過ぎると受給する権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

【問い合わせ先】町民生活課 町民生活担当

(☎46-4734)

軽米町雇用調整助成金等 申請費補助金

■対象費用

各種支援金・助成金等の申請の際に依頼した社会保険労務士並びに税理士等に対する書類作成手数料

■補助額 150,000円

(上限に達するまで何度でも申請できます。)

■申請期間 令和4年3月31日(木)まで

※令和2年度に補助を受けられた方でも、令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症関連の支援金、助成金を申請する際に、社会保険労務士等に書類作成を依頼した場合の手数料は補助の対象になります。

【書類提出・問い合わせ先】

町民生活課 町民生活担当 (☎46-4734)

観光と物産キャンペーンの中止

八戸市ラピアにて2月26日~27日に開催予定の『観光と物産キャンペーン』は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止とします。

【問い合わせ】

産業振興課 商工観光担当 (☎46-4746)

生涯学習フェスティバル かるまいテレビ放送のお知らせ

令和4年2月6日に開催を予定していた生涯学習フェスティバルは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出演者ごとに事前収録し、かるまいテレビで放送することといたしました。3月上旬から放送の予定です。

放送日時は、かるまいテレビ番組表でご確認ください。

<新春書初め会作品展・第20回記念歴代ポスター展>

(生涯学習フェスティバル展示部門)

■期間 1月31日(月)~2月4日(金)

■会場 役場1階町民ホール

【問い合わせ先】教育委員会事務局 生涯学習担当

(☎46-4744)

広報かるまい お知らせ版 407号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

国において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付を行うこととなりました。

軽米町では、独自支援として支給対象者を拡大して給付することといたします。

■支給対象者

・国が示す支給対象者

次の対象者のうち、令和2年の所得が児童手当と同様の所得制限限度額未満の方

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者
- (2) 平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童（児童が未婚の場合のみ。以下、「高校生等」）の養育者
- (3) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の養育者

・軽米町で独自支援を行う支給対象者

軽米町では、独自支援として、国が示す支給対象者に加え、下記対象者も拡大して給付します。

(ア) 上記の(1)～(3)の内、令和2年の所得が児童手当と同様の所得制限限度額以上の方

- (イ) 令和4年4月1日生まれの児童の養育者
- (ウ) 令和3年10月1日～令和3年12月13日の間に養育者が変更した場合、町長が養育者と認める者

■支給額

対象児童1人あたり10万円を現金で一括給付いたします。

① 令和3年9月分の児童手当の受給者

申請は不要です。

12月中に送付されたお知らせをご確認ください。

② 高校生等の養育者

申請が必要です。

高校生等のみを扶養されている世帯について、12月中に送付されたお知らせに同封されている申請書へ必要事項を記入し、書類提出先健康福祉課へ提出をお願いいたします。

令和3年9月分の児童手当支給対象者がいる世帯の場合は申請が不要です。対象児童分の給付金が同時に振り込まれます。

③ 令和3年10月1日から令和4年4月1日までに生まれた児童の養育者

申請が必要です。

児童手当等の申請の際に提出していただきます。ただし、すでに児童手当の認定申請手続きをした場合は申請不要です。

④ 所属長から児童手当を受給している公務員の方

申請が必要です。

12月中に送付されたお知らせをご確認ください。

■支払方法

・申請が不要な方【①の方】

児童手当の支給口座（10月振込分）に1月13日（木）に振り込みが行われました。口座の解約や変更等により振込できない場合は給付されませんので、「口座変更届」の提出をお願いします。提出が必要な方は下記担当までご連絡ください。

・申請が必要な方【②～④の方】

支払日は、下記の通りです。ただし、独自支援の支給対象者については1月21日以降に振込みが行われました。

支払予定日 1月21日（支払済）、1月27日、2月4日、
2月18日、3月4日

※上記以降は未定です。また、前後する場合があります。

※通帳には「カルマイコソダテキュウフ」と記載されますのでご確認ください。基準日（9月30日）以降に軽米町へ転入された方については、前市町村より支給が行われます。

その他、不明な点や詳細について確認したい場合は下記担当までご連絡ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課 福祉担当（☎46-4736）

軽自動車税(種別割)の納期が変わります

軽米町では、軽自動車税(種別割)の納付期間を十分に確保するため、令和4年度から納期を変更いたします。

■納期限は5月31日です

変更前	変更後
4月30日	5月31日

5月31日が土・日曜日、祝日の場合はその翌日が納期限となります。

■納税通知書(納付書)は5月に送付します

変更前	変更後
4月中旬	5月上旬

■賦課期日は4月1日です

賦課期日(課税の基準日)は今までどおり4月1日です。次年度に向けて廃車や名義変更等をする場合は、3月までに手続きを完了してください。

■5月中に車検をご予定の方へ

令和3年度の軽自動車税(種別割)納税証明書は、現在、有効期限が令和4年5月1日と印字されています。

5月中に車検を行う方には有効期限を令和4年5月30日まで延長して発行しますので、お手数をお掛けしますが税務会計課または町民生活課(各出張所も可)の窓口で申請されるようお願いいたします。

■減免申請の期限は5月31日です

歩行の困難な身体障害者等(障害の程度が基準を超える方。ただし長期に入院や施設入所されている方を除く)が通勤や通院等のために使用する軽自動車等の減免申請は、5月31日が期限となります。納税通知書が届きましたら速やかに申請をお願いいたします。

【問い合わせ先】 税務会計課 課税担当 (☎46-4737)